

受賞者、被表彰者を紹介

受賞者および被表彰者を紹介します(敬称略)。

高年齢者叙勲

◆瑞宝双光章



佐藤和男
(椿)

昭和28年に二川村立二川小学校の教壇に立って以来、銚子市立若宮小学校校長、八日市場市立飯高小学校校長などを歴任。42年の長きにわたり児童・生徒の教育に尽力し、学校教育および社会教育の振興に寄与されました。

表彰

◆農山漁村女性活躍表彰 ▽優秀賞(経営局長賞)



塚本誠子
(横須賀)

平成9年に太巻き寿司の

製造販売を開始し、セミナー参加やイベント開催などを通じて地域の女性起業家たちのネットワーク構築・活性化に寄与。その他に食育活動も行い、郷土料理の伝承に尽力されています。

◆千葉県老人クラブ大会表彰

▽千葉県老人福祉功労者知事表彰



橋口義範
(大浦)

地区シニアクラブ連合会会長、市シニアクラブ連合会副会長などを歴任。現在は市シニアクラブ連合会会長として、コロナ禍で衰えない体づくりを目指し、さまざまな活動に取り組まれています。

▽千葉県老人クラブ連合会理事長表彰

塚本繁雄(吉崎)

期間は
4月3日～5月31日

土地・家屋 価格 などの縦覧

自己所有の土地および家屋の価格(評価額)を、市内の土地や家屋と比較し評価が適正かどうか判断した場合、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認できます。

縦覧には、納税通知書や運転免許証などの本人確認できるもの、代理人の場合は委任状を持参してください。

◆縦覧できる人

- ① 固定資産税の納税者
- ② ①の同居人
- ③ 納税管理人
- ④ ①の代理人

◆縦覧期間

4月3日(月)～5月31日(水)

◆縦覧場所

税務課(市役所1階)

問 税務課資産税班

☎73・0087

高齢者向けの各種サービスを紹介

困ったらご相談ください

市では高齢者向けに各種サービスを行っています。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆外出支援サービス(一部負担有り)

65歳以上の歩行困難者で、車椅子などを使用しなければ医療機関への通院が難しい人に福祉車両での送迎を行います。

◆訪問理容サービス(一部負担有り)

65歳以上で寝たきり状態などにより理容所に外出することが難しい人に、理容師が出張サービスを行います。

◆緊急通報装置の貸与(一部負担有り)

緊急通報装置を貸与します(通報は24時間対応)。また、健康相談や月に1度の「お伺い電話」を行います。

◆老人短期入所(一部負担有り)

65歳以上で一時的に在宅生活が困難となった独り暮

らしの人などに、養護老人ホームへ短期入所を行います。

◆日常生活用具の給付

65歳以上の独り暮らしまたは高齢者のみの世帯で日常生活のほとんどに介護が必要な人に、火災警報器・電磁調理器の給付または老人用電話の貸与を行います。

◆はり・きゅう・マッサージなどの利用助成

70歳以上の人に施術費用の一部を助成する利用券を交付します。

◆紙おむつの給付

65歳以上で在宅の要介護認定者(市民税非課税の人に限り)に紙おむつを給付します。

◆家族介護慰労金の支給

介護保険サービスを過去1年間利用せずに、要介護4または5の高齢者を介護している市民(市民税非課税世帯に限る)へ慰労金を支給します。

◆救急医療情報キットの配布

65歳以上または障がいのある人へ、緊急時に必要な情報を保管するキットを配布します。

申問 高齢者支援課支援班 ☎73-0033

児童扶養手当・特別児童扶養手当を支給

受給するには申請が必要です

市では、ひとり親家庭などで子どもを育てる人に児童扶養手当を、一定の障がいのある子どもを育てる人に特別児童扶養手当を支給しています。手当を受給するには、父または母、もしくは養育者からの申請が必要です。なお、既に申請済みの人は、新たに申請する必要はありません。

◆児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童の父または母、もしくは両親に代わってその児童を養育する人に支給する手当です。児童が18歳に達した年度末まで支給されます（心身に一定の障がいのある人は20歳になるまで）。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に重度の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童

◆特別児童扶養手当

心身に一定の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは養育者に支給します（児童が20歳になるまで）。※両手当とも、国内に住所がない場合や児童福祉施設に入所している場合などは支給されません。また、所得により支給が制限または停止されることがあります。

【申問福祉課】☎73-0096

マイナポータルで介護保険に関する手続き

オンライン申請できます

介護保険に関する次の手続きが、マイナポータルでオンライン申請できるようになりました。なお、手続きにはマイナンバーカードの読み取りが必要です。

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請

- 居宅（介護予防）サービス計画作成
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（償還払いのみ）
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（償還払いのみ）

▼マイナポータル「手続の検索・電子申請」はこちら



☎73-0033

被害軽減のためには頭部を守ることが重要

自転車利用者はヘルメットを

道路交通法の一部改正により、自転車乗車用ヘルメットの着用がすべての自転車利用者への努力義務となりました。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることで、たとえ重要でも、自転車で乗るときは必ずヘルメットを着用しましょう。

◆自転車を利用する人

自転車を利用する人は、ヘルメットを着用に努めなければなりません。

◆自転車に同乗する人

自転車を利用する人は、

同乗する人にもヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

◆保護者

子どもが自転車を運転する場合、保護者は子どもにヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

【申問福祉課市民協働班】

☎73-0088



市民提案型事業を募集

市では、市民や団体などが持つ知恵や力を生かして市民などが主体的に取り組む事業を募集し、優れた提案に対して費用の一部を助成します。

◆募集事業の種類

- ①新団体設立支援
- ②団体ステップアップ支援
- ③協働提案型
- ④子どもまちづくり提案型

◆募集期間

①は10月31日（火）まで、②③④は8月31日（木）まで

※詳細は市ホームページをご覧ください。

【申問市民活動サポートセンター（環境生活課内）】☎73-0088